

	質問	回答
1	外壁改修工事（外壁は塗装、躯体コンクリート）は小規模工事でも、石綿含有の調査・分析は必要ですか？	解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行う必要があります。ただし、建築物等の解体等に該当しない作業については必要ありません。詳しくは、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の「4.3.1事前調査の対象」を参照ください。
2	軽量鉄骨天井下地（スライド30）の改修方法事例を画面に見せただけなので、もう一回見せて欲しい。	お問い合わせの事例は、日本建築防災協会、建築研究振興協会より出版されている「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」に記載されています。他者の著作物であるため、弊センターの資料として掲載等を行うことができません。
3	モルタル塗り（P869）の改定で「60分以内」から「可使用時間以内」に変更になったが、可使用時間の判断の目安などありますか？（メーカー判断？）	モルタル塗りの凝結時間は、気温、水温、混和材料の種類により異なるため、従来の一律「60分以内」から「改修標仕」の規定が「可使用時間内」に改定されました。目安としては従来どおり「60分」になりますが、製品によっても違い、既調合モルタルはメーカーカタログに記載されているものもあります。カタログ等に記載のない場合は、メーカーにお問い合わせください。
4	屋上防水改修で改修標仕にない工法（廃棄物削減のため）が決裁されたとのことでしたが、公共施設の改修でも採用可能と考えられますか？	特記により採用可能ですが、新規の防水層へ撤去しない既存防水層の劣化などの影響がないことを確認してください。

5	<p>M4AS工法において既設防水層に水分が含有している場合は、絶縁工法を採用する可能性があるとのことですが、含水率の目安等があればご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>コンクリート下地の含水率については、建築工事監理指針平成5年版（上巻）（（一社）公共建築協会）まで8%という数値が示されていましたが、それ以降は具体的な数値は示されていません。</p>
6	<p>テキスト スライド54 A-M間の浮きの場合、タイル固定工法を採用する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「改修標仕」ではA-M間の浮きに適用できる工法は明確には規定されていません。アンカーピンニング注入工法が必ずしも適用できないわけではありませんが、既存の張り付けモルタルが薄い場合には注意する必要があるため「監修監指」の解説から「A-M間の浮き」を削除しています。</p> <p>4.4.9から4.4.14の工法を適用しない場合は、タイルを撤去せずタイル固定工法によるか、タイルを撤去しタイル部分張替え工法によるかと思います。</p>
7	<p>タイル張り外壁の改修において、浮きが、張付けモルタルと下地モルタルの間の場合、今回の改定によって、いずれの改修工法とも適用範囲外となったのでしょうか。</p>	<p>(問6の回答と同じ)</p>